特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
62	福祉給付金支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、福祉給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

令和6年1月23日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	福祉給付金支給に関する事務				
②事務の概要	福祉給付金支給に関する事務は、名古屋市福祉給付金支給要綱に基づき、高齢者の医療費の助成を行うことにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする事務である。 ①資格事務(受給資格の確認(新規・変更・喪失)) ②資格者証の更新 ③助成費の支給 ④高額療養費の代理受領、本人請求 これらの事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。				
③システムの名称	福祉医療費システム、情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
障害者医療費助成情報ファイル	IL .				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用に関する条例(案)				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢>				

②法令上の根拠

<情報照会>

·番号法第19条第9号

<情報提供>

・情報提供なし

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉局生活福祉部医療福祉課

②所属長の役職名 医療福祉課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

〒460−8508

名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒460-8508 連絡先 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所健康福祉局生活福祉部医療福祉課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和5年5月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年5月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関につ	Oいては、それぞれi	重点項目評価書又	ま全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシステ	ムを通じた入手	を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを通じた				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[〇] 内部監	査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・日	外発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明